企画

湯本地域における町営温泉入浴施設の建設の見直しと民間温泉入浴施設の町民利用時の割引制度の実施を

Q 町の考え方について伺う。次の2点について伺う。

1 町建設基金を廃し、新たに施設整備計画に限定した目的基金を創設される計画のようですが、湯本地域の温泉付き多目的集会施設の建設についてどのように考えるのか

2 この施設建設の間、あるいは今後町内の民間温泉入浴施設利用時の町民割引制度を制定し、疾病予防を中心とした健康増進施策とする考えはあるか。

A 1点目について、現在町には、年度間における財源調整を行い、町財政の健全な運営を資することを目的とした財政調整基金など、8つの基金がある。

建設基金については、将来町の総合発展整備事業に充てることを目的として設置したものですが、今年度中に財政調整基金に包含をし、今後は特定の事業目的のために、資金を積み立てる基金を設置していきたいと考えている。

特定目的のための基金は、施設整備を具体化し、設置年度等の目標を定めたうえ、条例化してそれに沿って積み立てていくものであり、ご指摘の施設建設については、公共施設の適正配置や必要性について、総合的な見地から検討すべき課題でありますので、公共施設配置研究会の中で引き続き検討し、具体化した時点に基金条例を定めていきたいと考えている。

2点目について、確かに温泉にはさまざまな効能があり、古くから人々はその保健作用を経験的に知り、箱根においても湯治という方法で体力回復や健康維持、保養などに利用されており、また、近年ストレスのたまりやすい現代人にとりまして、温泉は心身ともにリラックスできる最高の癒しの場でもある。

昨年9月には、温泉の持つ効能や効果を再認識していただき、健康増進に活用していただくために、「健康づくりを温泉で」と題したパンフレットも作成し、町民の皆様に配布をした。

現在、湯本地域には町営の温泉施設がないわけですが、他の地域に比べて比較的低廉な共同浴場や、日帰り温泉施設も数多くあることから、町の施設も合わせて利用していただき、また、パンフレットを十分に活用され、健康管理をしていただきたい。

なお、入浴施設利用時の割引制度については、事業者自ら町民に対し、割引利用の便を図っている施設もあるように聞いているので、関連事業所等の意見もぜひ伺ってみたいと思っている。その結果どのような方法があるのか、可能性について検討させてみたいと思っている。

企画

旧さがみ信用金庫支店購入について

Q 町の考え方について、次の諸点を窺う。

1 この土地、建物を購入した目的は何ですか

2 土地購入代3,800万円、建物購入代3,500万円の算出根拠について

3 耐震補強工事及び建物撤去費用の概算額について

A 1点目について、平成11年3月11日付で、湯本地域4自治会長連名で、公共用地等取得に関する要望書が町及び町議会に提出された。これを受けて、町公共施設配置研究会において、種々協議した結果、一つとして4自治会の総意としての要望である。二つとして清光園跡地利用が凍結されている。三つとして議会において本要望に対し採択の結論が出された。四つとして地元議員の皆さんからも強く要請を受けた。以上のことから町として、この物件を湯本地域の集会施設として購入をした。

2点目について、土地については地目が宅地で、面積は273.12㎡である。建物は鉄筋コンクリート造、地下1階地上4階建て、延床面積は794.42㎡である。購入にあたっては、数度の交渉の結果、平成12年1月1日現在の評価額1億1,413万8千円をもとにこの評価額の10%引きと、この建物の耐震補強や改修経費として3,000万円必要であると思われることから、この額をさらに値引きをして、総額が7,300万円で購入した。

3点目について、地域の集会施設として再利用を検討した結果、耐震診断の結果がDランクで、倒壊はしないというものの、耐震補強工事経費に3,000万円、建物を解体する場合は2,400万円と承知をしている。